

となつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号から第三号まで、第五号又は第七号の場合にあつては、これらの号に規定する海外投資等損失準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一〇四 省略

五 第一号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合（当該特定法人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減額した場合で、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定法人に該当する場合を除く。）その減額をした日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額（法人税法第六十一条の二第十七項に規定する資本の払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合には、同日ににおける当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）

六・七 省略

558 省略

9 第一項に規定する内国法人が、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内に、特定法人の第二項第六号の特定株式等の取得をし、かつ、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人（第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。）又は被現物分配法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十（当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の七十）に相当する金額（当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別に海

一〇四 同上

五 第一号に規定する特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合（当該特定法人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減額した場合で、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定法人に該当する場合を除く。）その減額をした日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

六・七 同上

558 同上

9 第一項に規定する内国法人が、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内に、特定法人の第二項第六号の特定株式等の取得をし、かつ、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人（第四項第三号に規定する被現物出資法人を除く。）又は被現物分配法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十（当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱事業法人又は同項第四号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の九十）に相当する金額（当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別に海

外投資等損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 26 省略

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定施設を除く。）につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。）を含む。）の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 省略

7 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）に、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額の百

外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 26 同上

(金属鉱業等鉱害防止準備金)

第五十五条の五 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、昭和四十九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第七条第一項に規定する特定施設（以下この条において「特定施設」という。）の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定施設を除く。）につき当該事業年度において同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額（同法第十条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併、適格分割又は適格現物出資により移転を受けた金額を除く。）を含む。）の百分の八十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 同上

7 青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）に、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第七条第一項及び第二項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相

分の八十に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 14 省略

(特定災害防止準備金)

第五十六条 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成三十年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 14 同上

(特定災害防止準備金)

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から平成二十八年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 16 省略

2 16 同上

7 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八

青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定灾害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(新幹線鉄道大規模改修準備金)

第五十六条 青色申告書を提出する法人で全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十六条第一項に規定する指定所有営業主体（以下この条において「指定所有営業主体」という。）であるものが、適用事業年度において、同項の規定による承認を受けた同項に規定する引当金積立計画（同項の規定による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。以下この条において「承認積立計画」という。）に係る同法第十五条第二項に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設（第十項において「新幹線鉄道に係る鉄道施設」という。）の大規模改修（同条第二項に規定する大規模改修をいう。以下この条において同じ。）の実施に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該承認積立計画に従つて全国新幹線鉄道整備法第十七条第一項の規定により積み立てるべき金額の総額として政令で定める金額（次号

及び第三項において「累積限度額」という。)に当該承認積立計画に記載された同法第十六条第一項第二号の積立期間(以下この条において「積立期間」という。)に含まれる当該事業年度の月数を乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二 当該事業年度終了の日における当該承認積立計画に係る累積限度額から前事業年度(当該指定所有営業主体の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。)から繰り越された当該承認積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額(当該事業年度終了の日において第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている当該指定所有営業主体の前事業年度等から繰り越された当該承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額(以下この号において「連結新幹線鉄道大規模改修準備金の金額」という。)がある場合には当該連結新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額(同条第三項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)を控除した金額

三 前項に規定する適用事業年度とは、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。)により全国新幹線鉄道整備法第十五条第一項の指定に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道に係る鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第二項に規定する第一種鉄道事業(以下この条において「新幹線鉄道に係る鉄道事業」という。)の全部を移転する場合の当該合併の日の前日を含む事業年度を除く。)をいう。

第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該承認積立

計画に係る新幹線鉄道大規模改修準備金の金額が当該承認積立計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4

第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立ててある法人の当該承認積立計画に記載された積立期間の末日を含む事業年度後の各事業年度終了の日（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度終了の日）において、前事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額がある場合には、当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額については、当該積立期間の末日を含む事業年度の翌事業年度開始の日（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む連結事業年度の翌連結事業年度（当該積立期間の末日を含む連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度）開始の日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十（当該承認積立計画に係る工事予定期間（全国新幹線鉄道整備法第十六条第一項の規定により大規模改修に係る期間として当該承認積立計画に記載された期間をいう。次項第五号において同じ。）の月数が百二十に満たない場合には、当該工事予定期間の月数）で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度等から繰り越された新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5

第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立ててある法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 新幹線鉄道に係る鉄道事業を廃止した場合 その廃止の日における

新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

二 当該承認積立計画に係る大規模改修を完了した場合 その完了した

日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

三 全国新幹線鉄道整備法第二十三条の譲渡、合併又は分割により新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合 次に掲げる場合の区分

に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合 その合併の直前における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を

移転した日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

四 全国新幹線鉄道整備法第二十二条の規定により同条に規定する大規

模改修実施計画の認定を取り消された場合 その取り消された日にお

ける新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

五 工事予定期間の初日から一年を経過する日までに当該承認積立計画

に係る大規模改修に着手しない場合 同日における新幹線鉄道大規模

改修準備金の金額

六 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日

における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額

七 前二項、前各号、次項及び第七項の場合において新幹線鉄道大規模改修準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日ににおける新幹線鉄道大規模改修準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。

）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実があつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十二項、第十三項及び

7 第十五項の規定は、適用しない。

7 第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十二項、第十三項及び第十五項の規定は、適用しない。

8 第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 青色申告書を提出する法人で指定所有営業主体であるものが、承認積立計画に記載された積立期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人にその新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転する場合において、当該承認積立計画に係る新幹線鉄道に係る鉄道施設の大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるため、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいづれか低い金額以下の金額を新幹線鉄道大規模改修準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

11 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12 第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十

八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。) を積み立てている法人が適格合併により合併法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合(第六十八条の四十八第十一項前段に規定する場合を除く。)について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と「同項」とあるのは「これらの規定」と「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十八第十一項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

13 第一項又は第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合(同条第十二項前段に規定する場合を除く。)には、その適格分割直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額)とみなす。

14 第五十五条第十五項から第十七項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の四十八第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項」とあるのは「これら

は「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

15 第一項又は第十項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた新幹線鉄道大規模改修準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金の金額）とみなす。

16 第五十五条第十九項から第二十一項までの規定は、前項の新幹線鉄道大規模改修準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項、第三項及び第四項」と、同条第二十項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項第二十一項中「第六十八条の四十三第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十五項」とあるのは「第六十八条の四十八第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第四項中」と読み替えるものとする。

17 全国新幹線鉄道整備法第二十三条の規定により指定所有営業主体とみなされた法人の新幹線鉄道に係る鉄道事業の全部の移転を受けた日を含む事業年度における第一項第一号に掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（保険会社等の異常危険準備金）

第五十七条の五 省略

255 省略

6 第一項の異常危険準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八

（保険会社等の異常危険準備金）

第五十七条の五 同上

255 同上

6 第一項の異常危険準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八

条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。) を積み立てている法人の当該異常危険準備金の積み立てられている保険又は共済について第一項に規定する異常灾害損失が生じた場合には、当該異常灾害損失の生じた事業年度終了の日における前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度)。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。)から繰り越された異常危険準備金の金額(当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額(以下この項において「連続異常危険準備金の金額」という。)がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項、次項若しくは第九項の規定により益金の額に算入された金額(同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)で当該保険又は共済に係るものうち当該異常灾害損失の額に相当する金額は、当該異常灾害損失の生じた事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7517 省略

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間(第一号において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める鉱物(以下この条において「鉱物」という。)に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいかづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。)は、その積み立てた金額は、当該事業年度の

条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。)を積み立てている法人の当該異常危険準備金の積み立てられている保険又は共済について第一項に規定する異常灾害損失が生じた場合には、当該異常灾害損失の生じた事業年度終了の日における前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度)。以下この項及び次項において「前事業年度等」という。)から繰り越された異常危険準備金の金額(当該事業年度終了の日において同条第一項の異常危険準備金を積み立てている当該法人の前事業年度等から繰り越された同項の異常危険準備金の金額(以下この項において「連続異常危険準備金の金額」という。)がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、当該連結事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額(同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)又は前事業年度等の終了の日までにこの項、次項若しくは第九項の規定により益金の額に算入された金額(同条第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)で当該保険又は共済に係るものうち当該異常灾害損失の額に相当する金額は、当該異常灾害損失の生じた事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7517 同上

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第五十八条 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間(第一号において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める鉱物(以下この条において「鉱物」という。)に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいかづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の

所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2 国内鉱業者（青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者等」という。）が、昭和五十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十四項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者等及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的な供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の四十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び国外にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資で政令で定めるもの（次条第四項において「海外探鉱法人出資」という。）をいう。

4 第一項又は第二項に規定する法人（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された探

2 国内鉱業者（青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者等」という。）が、昭和五十年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十四項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者等及びこれと共同して投資をする内国法人によって直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的な供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の四十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び国外にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資又は長期の資金の貸付けで政令で定めるものをいう。

4 第一項又は第二項に規定する法人（第六十八条の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含む。）の各事業年度終了の日において、前事業年度（当該法人の当該各事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）から繰り越された探

鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各事業年度終了の日に
おいて同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み
立てる当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額
又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の
金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むも
のとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算
入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規
定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了
の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項
の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれ
らの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちに
その積み立てられた事業年度（連結探鉱準備金等の金額にあつては、そ
の積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という
。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年
を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その五年を
経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 5 8 省略

9 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、第一項に規定する指
定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）におい
て、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人
に鉱業事務所を移転する場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出し
ている試掘権を併せて移転する場合に限る。）において、鉱物に係る第
三項に規定する新鉱床探鉱費の支出に備えるため、当該適格分割又は適
格現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規
定により計算される金額のうちいかづか低い金額に相当する金額以下の
金額を探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、當
該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 13 省略

14 国内鉱業者等に該当する法人が指定期間内に取得する第二項に規定す
る海外自主開発法人の第五十五条第二項第六号の特定株式等については
、同条第一項及び第九項の規定は、適用しない。

鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（当該各事業年度終了の日に
おいて同条第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を積み
立てる当該法人の前事業年度等から繰り越された探鉱準備金の金額
又は海外探鉱準備金の金額（以下この項において「連結探鉱準備金等の
金額」という。）がある場合には当該連結探鉱準備金等の金額を含むも
のとし、当該各事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算
入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規
定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了
の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項
の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれ
らの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちに
その積み立てられた事業年度（連結探鉱準備金等の金額にあつては、そ
の積み立てられた連結事業年度。次項において「積立事業年度」という
。）終了の日の翌日から三年を経過したものがある場合には、その三年
を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その三年を
経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 5 8 同上

9 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、第一項に規定する指
定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）におい
て、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人
に鉱業事務所を移転する場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出し
ている試掘権を併せて移転する場合に限る。）において、鉱物に係る第
三項に規定する新鉱床探鉱費の支出に備えるため、当該適格分割又は適
格現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規
定により計算される金額のうちいかづか低い金額に相当する金額以下の
金額を探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、當
該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 13 同上

14 国内鉱業者等に該当する法人が指定期間内に取得する第二項に規定す
る海外自主開発法人の第五十五条第二項第六号の特定株式等（当該海外
自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権で
あつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難で
ある場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第五十九条 省略

2・3 省略

4 第一項又は第二項の規定を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうちに海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第五十五条第一項及び第九項の規定は、適用しない。

5 省略

6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三節の四 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

）については、同条第一項及び第九項並びに法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除)

第五十九条 同上

2・3 同上

5 同上
4 前二項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第二項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

第三節の四 國際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の指定を受けたものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われる同法第二十七条の三に規定する特定事業（当該国家戦略特別区域以外の地域において行われる当該特定事業に関連する事業として財務省令で定める事業を含む。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該各事業年

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同法第二十七条第一項の指定を受けた同項に規定する指定特定事業法人（以下この項において「指定特定事業法人」という。）に該当するものが、当該各事業年度（当該指定の日（当該指定特定事業法人が合併法人である場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日。以下この項において「指定日」という。）から当該指定日以後五年を経過する日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に終了する事業年度に限る。以下この項において「適用事業年度」という。）において、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る同法第二十七条第一項に規定する事業のうち政令で定めるものに係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金

度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第四十二条の十第一項若しくは第二項又は第四十二条の十一第一項

若しくは第二項の規定

二・三 省略

四 前条の規定

3・4 省略

5| 3・4 同上

5| 指定期間に終了する各事業年度（当該指定期間に終了する事業年

度が連結事業年度に該当する場合には、当該指定期間に終了する各連

結事業年度。以下この項において「適用対象年度」という。）において

第一項の規定を受けた法人（当該適用対象年度において第六十八条の六十三の二第一項の規定の適用を受けた連結法人に該当するものを含む。）が、総合特別区域法第二十七条第三項の規定により同条第一項の指定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規

定により損金の額に算入された金額（当該適用対象年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の六十三の二第一項の規定により損金

の額に算入された金額）の合計額は、当該指定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6| 3・4 同上

6| 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入

された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用につ

いては、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、前

項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の

規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれ

ないものとする。

7| 3・4 同上

7| 第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定農地所有適格法人等の課税の特例

（農業經營基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農地所有適格法人等

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例

（農業經營基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等

額の計算上、損金の額に算入する。

2 同上

一 第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項から第三項までの規定

二・三 同上

四 前条の規定

3・4 同上

(農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（以下この項及び第三項において「認定農地所有適格法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第二項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（認定農地所有適格法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法に積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一
二
省
略

第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）を積み立てていて法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日

3 2
同 同
上 上 同

を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第六号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する農業經營基盤強化準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 認定農地所有適格法人等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業經營基盤強化準備金の金額

二 認定計画等の認定が取り消された場合又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合（当該認定が取り消された特定農用地利用規程に定める法人が認定農地所有適格法人である場合を除く。） その取消し消しの日における農業經營基盤強化準備金の金額

三 特定農用地利用規程の農業經營基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合（当該有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める法人が認定農地所有適格法人である場合を除く。） その取消しの日における農業經營基盤強化準備金の金額

一 認定農業生産法人等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業經營基盤強化準備金の金額

二 認定計画等の認定が取り消された場合又は特定農用地利用規程の認定が取り消された場合（当該認定が取り消された特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除く。） その取消しの日における農業經營基盤強化準備金の金額

三 特定農用地利用規程の農業經營基盤強化促進法第二十三条第九項に規定する有効期間が経過した場合（当該有効期間が経過した特定農用地利用規程に定める法人が認定農業生産法人である場合を除く。） その取消しの日における農業經營基盤強化準備金の金額

四〇六省略

7 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業經營基盤強化準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人等でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

四〇六同上

7 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業經營基盤強化準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の六十四第六項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農業生産法人等でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の六十四第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他の政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウエア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額

に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

2・3 省略

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

5 省略

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・6 省略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 省略

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる法人の当該各号に定める事業以外の事業に係る金銭の支出については、適用しない。

一 公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）

た金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

2・3 同上

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

5 同上

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・6 同上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3 同上

4 同上

一 公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）

（又は人格のない社団等（国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）収益事業（同条第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。）

二 外国法人 当該外国法人が法人税法第二百四十一号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める国内源泉所得（同法第二百三十八条第一項第一号又は第四号に掲げるものに限る。）に係る事業（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得に係る収益事業）

558 省略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第二百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

257 省略

（又は人格のない社団等（国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）収益事業（同条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この項において同じ。）

二 外国法人（人格のない社団等を除く。） 国内において行う収益事業（当該外国法人が法人税法第二百四十一号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る事業に限る。）

558 同上

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第二百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他の法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

257 同上

（又は人格のない社団等（国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）収益事業（同条第十三号に規定する収益事業をいう。以下この項において同じ。）

二 外国法人（人格のない社団等を除く。） 国内において行う収益事業（当該外国法人が法人税法第二百四十一号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る事業に限る。）